

疋田教諭分限免職取消訴訟ニュース No.18 2010/9/7

2010/09/10 修正

判決(2010年4月28日)報告

判決日の活動

判決不当アピール、記者会見、報告会の様子

「判決」分析

○東京高等裁判所

第1回 控訴審 は 2010年9月7日(火) 824号法廷 午後3時~

そのあと弁護士会館5階509号室で報告会も行います。



判決(2010年4月28日)(527号法廷) 午後1時15分~

2007年7月の提訴から2年半あまりかけて東京地方裁判所で闘ってきたこの裁判の判決が、2010年4月28日、527号法廷で午後1時15分から言い渡されました。

不当判決

判決は「原告の請求を棄却する」というものでした。

異例のこのようですが、裁判長は判決主文を読み上げるだけでなく、口頭での説明も行いました。その説明からは、成果の研修をみないのはおかしいと被告側の問題を指摘しながらも、疋田教諭の教育力量は認めるが、生徒を足払いして倒して踏む行為は生徒の人格を踏みにじる行為であり、また、試合に負けた生徒を叩くのは、「体罰」以前の、理由のない暴力だと、強調して述べました。

その説明は、被告側が審理で繰り返してきたように、文脈から切り離して事柄をとりあげ、事実を歪曲して誇張していく手法で - たとえば「試合に負けた」から「叩いた」わけではないにもかかわらず - 、また、事実をよく調べない段階でありがちな、ただやみくもに常識論、感情論に訴え、根拠を示さないかたちで断定を繰り返し述べるという説明でした。

単なる「断定」を感情論で合理化しているという矛盾を自分でも感じていたのでしょうか。口頭で説明する裁判官の表情は自信なげに見えました。

また今回、被告側弁護士が法廷に出席しており、これも異例のこのようです。

満杯の傍聴席から、大きなため息、そして怒りの声

法廷は、大勢の方が傍聴にきてくださり、傍聴席は満杯で、法廷の中に入ることができない方も大勢いました。

裁判官の説明が終わると、傍聴席から大きな不満の声が上がっていました。

判決日の活動

東京地裁前で、不当判決への抗議メッセ-ジ

判決文は一つしかもらえなかったため、この判決文を福島弁護士、津田弁護士と疋田教諭ですぐに検討に入りました。判決に対する声明文書を作成し、記者会見に臨むためです。

その他の支援者のみなさまは、他の弁護団メンバ-とともに裁判所の外に出て、東京地裁前の通りでました。そしてそこで、「不当判決」の掲示を掲げながら、「支援の会」事務局として、荒井容子が「判決」の不当性を広く伝える、訴えを行いました。

あいにくの雨でしたが、大勢の方がこの東京地裁前での抗議スピ-チを、傘をさしながら見守り、合いの手を入れてくださいました。心強かったです。

記者会見の様子

支援者一同は、この後、一端、報告会予定の東京弁護士会館会議室に移動し、準備を整えてから、一部は報告まで会議室に待機し、一部は記者会見会場に向かいました。

記者会見では、津田弁護士、福島弁護士、疋田教諭、荒井容子、疋田教諭の教え子で弁護団会議のメンバ - でもある上澤さんの5人が、判決の不当性をそれぞれに説明し、また判決に対する声明文を配布しました。

敗訴に通例とのことのようですが、記者の出席は少なく、関心の低さを感じました。

しかし、熱心に質問をしてくださる記者もいらっしやり、後ほど判決文を求めてくださいました。

判決後の報告会の様子

記者会見後は、東京弁護士会館に戻り、報告会を行いました。

報告会には36人と、大勢の方がご出席くだり、予約した大きめの会議室の椅子に座りきれないほどでした。

はじめに、福島弁護士から、判決に対する声明文が紹介され、「事実」誤認等、判決の不当性についての説明がありました。

そのあと、参加者から判決についての質問、感想、今後の運動の進め方、他の裁判の情報などについての発言が続き、活発な意見交換が行われました。今回は大勢の参加者だったため、自己紹介による交流は行いませんでしたが、みなさんからの発言が途切れず、時間一杯、続けました。

また、疋田教諭は判決についての感想を語る中で、裁判に慣れていない一般の人にとって裁判所に陳述書を出すということは大変な重荷だと思う。それなのに多くの方々が、教え子も、今回、自分を支持し、処分の不当性を訴える陳述書を書いてくださった。そのことに深く感謝したいと語りました。

「人格を否定する行為をした」と裁判官が特に強く言及した体罰事件についても、その体罰を受けた生徒自身が、自分が話してもいないことが捏造されて疋田教諭が「解雇」されたことに驚き、本当にあったことを陳述書に書いてくれた¹。そんな風に、多くの方々が勇気を出して書いてくれた貴重な陳述書の数々を、裁判官はどれほど誠意をもって受け止めたのだろうか。自分はそれらの方々による支えを決して無にしたいと語りながら、こみ上げる涙で疋田教諭が言葉につまる一場面もありました。

以下、参加者の方々からの発言のいくつかをご紹介します。

- ・ 裁判は裁判官に大きく影響を受ける。自分の裁判のときも、今回異動になった裁判官と同じ人だったが、事実誤認がめちゃくちゃで、学校側の言っていることをそのまま「事実」として判決をしていた。
- ・ 普通、判決は20秒くらいで終わるが、今回は裁判官が「判決理由」の要旨をわざわざ口頭で述べた。特別な意味があったのだろうか。
- ・ 自分の裁判は9月まで結審を伸ばされた。
- ・ 研修の成果をみないのはおかしいと言っておきながら、分限免職処分を是認するというのは、矛盾している。高裁ではそのあたりを追求してほしい。また、情報だが、文科省がホームページで「熟議」というサイトをつくって、意見投稿を求めている。
- ・ 判決での事実認定が大雑把すぎるのではないか。「体罰」自体も、裁判官はもっと丁寧にみるべきだ。ここのところ、「解雇」に対する制限規定が、一般に、弱くなってきている。そうした中では、「職務命令」自体に問題があるのに、それに従わないという理由で解雇できるとなると、ますます簡単に解雇されかねなくなる。権力をもつものに共通する特徴は、

「事実を隠す」「声をあげることを妨げる」「公共空間から追い出す」「さまざまな圧力をかけていく」「レッテルはりをする」・・・。そのような手法を使って、攻撃対象を不利な状況に追い込んでいく。

- ・ 校長・教頭が疋田さんを追い出していく過程での職場の雰囲気はどうだったのか。校長や教頭が嘘を言うことができるようにしてしまった、その構造を解き明かす必要がある。
- ・ (疋田) 当時の教え子が、校長が嘘を言っていることを、おかしいと、勇気をもって、陳述書を書いてくれた。校長たちは当時、生徒たちにむりやり嘘を言わせていたという面もあったようだ。
- ・ 疋田さんの前々任校の同僚だが、当時、疋田さんは本当に熱心に働いていた。みんながあまりやりたがらない生徒会指導ほか、大変な仕事でも、積極的に引き受けていた。そもそも理科の教材は立体的にかさばるものが多い。また疋田さんは演劇の指導も担当していたし、それに関する教材もかさばる。ドラムその他もみな、さまざまな教育活動に使うものだ。そういうものを「私物」といい、多すぎると、漠然と断定するのはおかしい。こんなふうに、普通は問題にもされないことを、「合わせ技一本」で首にされてはたまったものではない。
- ・ 審理の途中経過からみて、今回は絶対、勝利すると思っていた。これだけ丁寧に、疋田先生の教育活動のよさを説明してきたのに、どうして裁判官は理解してくれないのか。今後、どのように闘っていけばいいのか。とにかく、ひとり一人が、しっかりと、この問題を考えていかなければならないと思う。
- ・ 病気その他、いろいろな理由で、分限免職される傾向にある。焦点は「職務を遂行するにあたって」の「適格性」とは何か、ということだろう。裁判官を感動させるような働きかけが必要ではないか。
- ・ このところ、学校でのすぐれた教育実践に対する、社会的関心が薄くなってきたように思う。かつては、教師のすぐれた教育実践について、それを正當に評価し、マスコミでも沢山とりあげていた。
- ・ 七生養護学校の裁判では、今、東京高等裁判所の審理で、地域の方々か法廷に応援にきている。また、原告の方々が、七生養護学校で行われていた教育実践の様子を、地域の方々に丁寧に伝えるという姿勢で、その教育実践の価値を提示するように努めているようだ。

「判決」分析 これはあくまで荒井容子の分析です

(1) 判決の内容

「不適格」の理由の示し方

疋田教諭は・・・常識を欠いている!?, 子どもじみている!?, そして独善的・自己保身!?

判決は、疋田教諭の教育実績について、教え子、別の赴任校での管理職、保護者から高い評価があったこと、性教育での実績他について、事実認定しています(但し、被告側の証人、資料などを用いて、その力量を否定する内容も事実認定しています)。

その上でしかし、次のような論の展開をして、疋田教諭は教員として「不適格」だと論じています。

1 私物・教材が多すぎて常識を欠いている。²

2 自動車通勤をやめると命令する校長の職務命令通達時の疋田教諭の行動は子どもじみている。³

3 処分理由に挙げられた二つの「体罰」と、また都教委側が当初、検討しながら、処分理由に挙げることができなかった、しかし、裁判の中では後から出してきた「体罰」、さらにまた、本人陳述直前に当該生徒の陳述も挙げて提示してきた前任校での「体罰」、計4件をあげ(以下、

順に生徒 B の件、生徒 A の件、生徒 G・F の件、生徒 I の件と表記します)

- (1) その程度が酷く、それは生徒の人格を否定する行為になっている、と断定しています。
- (2) さらに、「体罰がなかった」という文書を書くことを生徒と親に依頼した過ちは、たとえ校長に脅されていたとしても、もともと相手が「体罰とは考えていない」と発言していたとしても⁴、また相手に強要したものではないとしても、直ぐにその過ちを謝罪したとしても⁵

自己の保身のために被害者の心情を「一顧だにせず」、「自己に不利益が及ばないように画策しようとした」、「はなはだ自己中心的で身勝手な言動であり」、「本件で最も問題性の高いもの」で、「教育公務員としてはもちろん、その他の一般公務員としても、看過できない極めて重大な信用失墜であるといわざるを得ない」と激しい言葉を重ねて、断罪しています。

すなわち、この過ちを犯したというその一点においてだけでも、教員として「失格」であるといわんばかりの勢いです。

- (3) また、「研修」においても、疋田教諭は自分が行った行為の問題について、認識していないと判定しています。

判決では、「一定の成果をあげた」と認定する一方で「本件研修を経た現段階においても、原告は、行為当時は生徒 A や生徒 B に対するその人格を著しく傷つける態様での暴行(有形力の行使)についても体罰ではなく許容されるものとの認識をしていたとのにわかに信じ難い主張を維持している上、原告が本件確認書の作成を求めたことにより生徒 B や保護者が衝撃を受け、強い不信感を抱くに至ったことについて、理解したり慮ったりすることができなかったという点が、本件研修によっても改善されたとはいえず、本件確認書問題で表れた前記不適格性は否定されない。」(p.61) 断定しています。

“「研修」成果はみないとするのは問題だけれど、

被告は結局「それ以上でも以下でもない」と、みているんじゃない“!?

なお、疋田教諭は「体罰」事件の問題で校地外研修を命じられたのですが、判決では、後段の研修成果に関する記述においては、これを、自動車通勤問題、「私物」保管問題も含めた研修であったかのように位置づけて記述しています。

また、「都教委関係者が、本件研修結果報告書を読んでおらず、本件研修は成果を求めるものではなく原告を生徒の前に立たせないようにするための手段であると考えていたこと」は、「研修制度の趣旨目的(地方公務員法 39 条 1 項)に照らして問題がある対応と指摘せざるをえない」としているにも拘わらず、それに続けて、研修に関する市教委の、根拠のない極めて漠然とした評価、「本件研修における原告の取組み方については、決められたものはこなしており、それ以上でもそれ以下でもなく、一連の問題行動を打ち消すに足る材料ではない」を、市教委は「認定評価」としていると判定し、その報告を受けて都教委が処分を決めたのだから、研修途中での処分でも「考慮すべき事情を考慮しない裁量権を逸脱した違法があったとまで認めることはできない」(p.62-63)と、苦しい説明をしています。

強引に、「性格」規定

「体罰」だと分かって、誠実に答えた事情聴取は、

評価せず、疋田教諭は「正直さ」に欠ける、とレッテル貼り

判決はそして、先にみた 1 (大量の私物)、2 (自動車通勤に関わる職務命令への対応の「幼稚さ」、3 (体罰と確認書) の理由に、この研修の成果(成果なし)についての判断も加えて、次のようにまとめて、疋田教諭は教員として「不適格」だと断定しています。

まとめて記述した箇所を、複数、紹介します。

「私物等の保管、自動車通勤及び体罰に関する一連の原告の言動からは、原告が、上司の指示・注意を軽視する言動を繰り返したり、とりわけ体罰と認識し得るにもかかわらず教育的配慮に欠けた生徒の人格を深く傷つける乱暴な体罰を繰り返したり、その体罰に関する事情聴取に対して自己保身をはかって正直さ・誠実さに欠けた対応をした上、あるうことか、その体罰の被害生徒及びその保護者に対して体罰があった事実自体を否定させる内容の自己に有利な信憑を作成させようとするという、生徒・保護者からの信頼を完全に否定するような重大な信用失墜行為にまで及んだものであって、そこからうかがわれる原告の自己中心的な態度や考えは、一過性のものではなく、簡単には強制することのできない持続性を有する素質、性格に基づくものであると認めざるを得ず、本件研修結果や、原告のこれまでの教育経験、実績及び評価を踏まえてもなお、職務の円滑な遂行に支障を生ずる高度の蓋然性があるといわざるを得ない。

そして、市教委は、本件研修状況について、都教委に対して口頭で情報提供、内申に際しては『きめられたことをこなしており、それ以上でもそれ以下でもなく、一連の問題行動を打ち消すに足る材料ではない。』と評価していたのであり、都教委は、市教委の報告及び内申を受けて本件分限免職処分を行っていることも前記認定（第3の1（5）カ）のとおりであって、都教委が本件研修を考慮せずに本件分限免職処分を行ったということではできない。したがって、原告について、地方公務員法28条1項3号にいう『その職に必要な適格性を欠く場合』に該当する事由があると認めるのが相当である。」(p.62)

“体罰を繰り返したから、

- 今本気で「体罰」を否定していても、過去に、小さな「体罰」を何回行っていたら、それは繰り返していたということになり、そして「免職」相当になるの？

「自己に有利な証憑を作らせようとした」から - すぐに謝罪して、未遂だったとしても？
免職

また、判決では、原告正田教諭側が、免職という処分が不当に重いこと、また懲戒態様の案件に分限制度を適応して解雇に追い込んだことは制度の濫用であることを主張していることについて、以下のようにして、被告処分を妥当と判定しています。

「免職処分が公務員としての地位を失わせる重大な結果を生じさせるという性質にかんがみて、その適格性についての判断を厳密、慎重に行うことは、校務の能率の維持及びその適性(マ)な運営の確保と公務員の身分保障という分限制度の趣旨にも合致すると考えられる。

しかしながら、そのような見地から考えた場合であっても、本件においては、前記(1)のとおり不適格性、特に、体罰を繰り返してきたこと、体罰をした後でその被害者に働きかけて自己に有利な証憑を作らせようとしたことは重大な信用失墜行為であることからすれば、原告のこれまでの教育活動や実績、本件研修を受けたという事実を踏まえて厳密、慎重に判断してもなお、教育公務員としてのみならず、その他公務員としても、適格性に欠けることが認められる。」(p.65)

「都教委は、澤川校長及び市教委の報告を受け、原告の職務命令違反や体罰は単発的なものではなく、長期間にわたり様々な形で繰り返されており、原告の素質、性格に根ざす問題であると認識するに至ったため、分限処分も視野に入れて検討した結果、本件分限免職処分を行ったものであることは前判示のとおりである。また、地方公務員に対して分限免職処分を行う場合に、他の選び得る手段や処分を常に前置しなければ当該処分が違法となるわけではない。

したがって、原告の前記主張は採用できない。」(p.66)

(2) 反論

1 大量の教材保管について

全て教材 疋田教諭が学校で保管していたものは、単なる私物ではありません。自分が購入したり、調達したものがほとんどだとしても、それらはみな教材として保管していたものです。

教育活動改善のために将来を見越して教材集めは行われる。

判決では、当面使われていなかったものもあると述べていますが、授業や教育活動をよりよくしていくために、さまざまなアイデアを凝らし、工夫している教員は、すぐに使わないものであっても、貪欲に教材にできそうなものを集めて、教育活動の発展に生かそうとするものです。判決は教員が教育活動を準備する過程での本来あるべき姿を見誤っています。

大量保管の理由1 - 多様な活動を担っていた。

また、疋田教諭が大量の教材を保管することになったのは、理科という教科ので、さまざまな実験や、多様な教材を使って授業を行ったことのほか、疋田教諭が、教科以外でも、担任をしていたクラスの指導、生活指導、文化祭、教員の研修会等、学校でのさまざまな活動を担っていたこと、しかも、それぞれに関連する資料を保管することまで担っていたからです。

大量保管の理由2 - 多様な活動それぞれに対応した保管場所を学校は用意していなかった。

つまり、まず、学校がそのような多様な活動のそれぞれに対応した、関連資料・教材の保管場所を用意していないことに大きな問題があります。

大量保管の理由3 - 疋田教諭に多様な活動を担わせて、それらの教材の整理への支援を怠っていた。

他方で、多数の教材・資料を保管していたということは、要するに、疋田教諭がいかに沢山の仕事を担っていたかということであり、それを証拠づけることでもあります。もし学校が、そのような多様な活動ゆえに保持されていた教材・資料の整理を求めるのであれば、学校はそれらを整理する担当教員を配置するか、実験助手他、教材整理を支援する手立てをすべきだったのではないのでしょうか。校長・教頭は、ただ「整理」しろとやみくもに述べるのではなく、活動内容の分担、それができなければ、せめて、教材整理の補助要員を用意すべきで、それを怠ってきたことにこそ問題があったと思います。

大量の教材は教育活動の発展を支えた。教育活動の支障にはなっていなかった。

なお、疋田教諭は、それら大量の教材を保管しながら、それらを活用して、教育活動をより豊かに展開してきたのであり、それらの保管によって、教育活動に支障をきたしたことなくなかったわけです。

ところが、判決は、証拠もなしに、勝手な想像をして、他の理科の教員が迷惑していたと判断しています。もし迷惑をしていたという事実があるなら、当時、理科の教員間でそういうやりとりがあったはずですが、しかし、人事委員会で証人に立たれた当時の同僚で理科を担当されていた先生は、自分は実験等を行う授業を行って、理科室をあまり使わなかったと答弁し、理科準備室に疋田教諭の教材が多数置かれていたことについて、迷惑だったとは話していません。

2 自動車通勤問題について

判決で「子どもじみた行為」と批判されている点は、むしろ、通常そのような行動をとらない疋田教諭を、そのような行動に仕向けるほど、校長、教頭の疋田教諭に対する異常な行為があったのです。

校長、教頭は、自動車通勤が認められたと疋田教諭が誤解させるようなふるまいで疋田教諭を校長室に呼び出し、教頭が扉を閉めてして校長・教頭と3人だけの密室空間にし、疋田教諭

を二人で挟み撃ちにするような位置に立ち、そして校長は、突然、表情を豹変させて、前言を翻すかのように、疋田教諭に、自動車通勤をやめるよう命じる「職務命令」を読み上げたといひます。恐怖を感じた疋田教諭が校長室を退出すると、校長、教頭は「職務命令」を振りかざして疋田教諭を追い回したのです（この自動車通勤についての校長、教頭の異常な振る舞いについては、これ以前から、またこれ以後も続いており、この点は、疋田教諭が陳述書に詳しく記述しています（人事委員会のときに提出したものに記述されていますが、地裁の原告本人証人尋問の当初予定日のために、それ以前の2009年8月11日に地裁に提出しています。その該当箇所を抜粋したものをこのニュー・スの付録編として添付します）。

このような、異常な、それこそ常識を欠いた「子どもじみた」振る舞いで、管理職が「職務命令」を問答無用で突きつけるという行為は、日常的にはありえない、異常な恐怖感を与える抑圧的行為 - それこそ異常なパワー・ハラスメント - であり、人権侵害の何ものでもなかったといえます。

しかも想定外のそのような振る舞いをされて、管理職という権力に立ち向かわざるを得ないとき、疋田教諭が動揺せざるを得なかったことは容易に想像できます。疋田教諭は実際、当時、管理職によるこのような異常な振る舞いに出会って憔悴し、身体を害されたこともあったほどでした。

判決が、このような経緯を全く踏まえず、ただ疋田教諭のその一点の行為のみとりあげて「子どもじみた行為」と批判し、「教育公務員としての信頼を損なうと評価されてもやむを得ない程度・態様に至っている」と結論づけている点は、あまりにも公平さと深慮を欠いた判断だといえます。一体、何のために沢山の証書をつくって提出したのか。裁判官が原告側の、事件の経過、被告側が誇張する「行為」の、その背景を書いた丁寧な説明を記した証書を無視したことに憤りさえ感じます。

3 体罰問題について

(1) 後から掘り起こされて、「事件」にされたことがらについて

まず、処分理由としてあげられた「体罰」事件と、地裁審理の中で後からだされてきた「体罰」事件、合わせて四つの事件は、それぞれ、文脈も、質も異なる事件です。それらの事件を時系列順にならべると、（生徒I事件）（東久留米西中）（生徒F、G事件）（生徒A事件）（生徒B事件）（小平5中）となります。このうち の事件のみが、疋田教諭の過失として、当初、校長・教頭によって、大きく取り上げられ、その5ヶ月後にマスコミに大きく取り上げられ、そのことによって、疋田教諭が学校現場から引き離され、校地外研修に送られた事件です。

はPTA役員会代表名でだされた、疋田教諭に対する誹謗中傷が記述された文書の中で、取り上げられたもので、疋田教諭を処分するために、後から掘り起こされた事件です。

また、 は当初、産経新聞の記事に記述され、地裁の審理中に、被告側が疋田教諭の過去の過失として取り上げはじめ、本人陳述直前になって、当時の当該生徒の陳述書が被告側から提出されてきた事件です。

(2) 当事者から主体的に訴えてきた事件は一つもない。

この、後から掘り起こされた3件のうち、小平5中でおきた 、 は、二つとも、当事者たちも、その保護者たちも、校長からの聞き取りに応じがらなかったものです。

そのうちの一つ は教育委員会は、当初、その事件を確認しているにも拘わらず、処分理由にさえあげるができなかった事件です。またこの事件は、他の三つと質が異なり、生徒が何か問題を起こしたことに起因するよりも、生徒の緊張感を和らげるための行為だったともいえます。

生徒 A 君のケ - ス()

またもう一つは処分理由にされたものですが、この事件についての事故報告書には酷い虚偽が書かれていました。そこでは疋田教諭は生徒を拳で殴ったと記述されていました。地裁の審理の過程で、今は卒業しているこの生徒は、自分が関わった事件も理由の一つにあげられて疋田教諭が解雇されたことをはじめて知り、またそこで、自分が話した覚えもなく、また受けた行為でもないことが書かれていることに驚いたといえます。

この事件は都教委による分限免職処分理由の筆頭にあげられ、判決でも、生徒を足で倒して、足で頭にふれた行為(判決では「押さえつけた」)は、人格を否定するあまりに酷い行為と、強調されたものでした。

(「これらの原告の行為は、被害生徒に大きな屈辱感を与える上、その人格を傷つけるものである。とりわけ、靴(上履き用のズック)をはいた足で生徒の頭を床に押さえつけたり...略...」(p.55))

しかし、その生徒は、自分が校長から聞き取りもされていず、また教育委員会で聞き取られたときにも、拳で殴られたなどとは言っていないのに、市教委側からの事故報告書には、校長が自分に聞き取りをしたと、また疋田教諭が自分を拳で殴ったと書かれていたこと、その虚偽に溢れた服務事故報告書の記述を処分理由書の筆頭に掲げて疋田教諭が分限免職されたことを知り、この虚偽記述について、不当なものであるとして、地裁に陳述書を提出してくれています。その当該生徒の「陳述書」の記述からは、その方が当時、疋田教諭から受けた「体罰」を「人格を否定するあまりに酷い行為」とは受け止めていず、現在も、疋田教諭の行った「体罰」について、深く心を傷つけられていると受け止められるようなことは何も書いていません。むしろ、当時の自分が悪かったとまで書いています。

疋田教諭が行ったこの生徒 A 君に対する行為は、確かに、乱暴な行為であり、「体罰」であったわけですが、しかし、当時の文脈や、疋田教諭と生徒 A 君との関係を慎重に調べない限り、虚偽を多く含む校長・市教委による服務事故報告書からだけでは、その行為の実際、また教育的関係における重さは簡単には判断できないものと思われます。少なくとも、提出された資料のみからでは、生徒に怪我を負わせていないだけでなく、その心にも傷を負わせていない、と判断されるのが自然であり、ただ、振舞われた「行為」のみをもって、それを「人格を否定するあまりに酷い行為」と判定するのは、証拠・論理的根拠のない、裁判官の恣意的判断といえます。

記述された行為が、実際の文脈の中ではどの程度のものであったのか、さらにその生徒及びその生徒が行った行為についての当時の学校・教員・生徒間での意味、そしてその生徒と疋田教諭との、この事件前後にわたる関係など、そういう文脈の中で、当該行為を判断したとき、その行為の態様だけを根拠に、疋田教諭が生徒の人格を否定する行為を「独善的」に肯定していたと、軽々に判断することはできないはずです。しかし、判決は、その行為の態様だけを例示して、「人格を否定するあまりに酷い行為」とのみ表現し、そこから「独善的」性格だと、非論理的に、議論を誘導しています。こういう不合理な推論を裁判官が行うというのは信じがたいことです。

生徒 B 君のケ - ス()

もう一つの小平 5 中の事件、生徒 B 君についても、そこでさらに問題となった「確認書」についても、本来、同様に、事件の文脈に十分配慮した分析が行われるべきでした。

ただ「試合に負けた」から、叩いてしまったのではない

判決では、この事件では疋田教諭が、生徒が試合に負けたことを理由に叩いたとして、それは「体罰」にもならない暴力だと、勝手に議論を展開し、そこからまた、人格を否定した行為だといして、「独善的」という性格判定につなげています。しかし、疋田教諭は、すでに研修中

の早い段階で、生徒と保護者に向けた謝罪文を、生徒の保護者の求めもあって、公表できる形で書きました。そしてその中でも、さらにもちろん、人事委員会時及び地裁での本人陳述書でも、なぜ生徒を叩くことになったのか、その経緯を丁寧に書いています。それを読んでいれば、試合に負けたことを理由に叩いたと、安易に前提を設定することはできないはずで、従って、判決はその前提が間違っていますから、そこから人格否定、独善的と推論することは誤謬となります。

「確認書」の経緯 - もっと丁寧に、正確にみてほしい - 管理職の陰湿な対応が原因

また「確認書」の件についても、判決は、被告の主張をそのまま受け取り、疋田教諭から体罰を受けてはいないと思っているということを確認する「確認書」を生徒と保護者に求めるのは、生徒と保護者の心の傷を理解し、思いやることができず、自分の保身にのみ走った行為であると、そこからまた、人格を否定する、独善的人物という性格規定に展開しています。

しかし、そもそも事件が起こった次の日、学校を訪問した生徒と保護者に対し、疋田教諭は自らが起こった行為について謝罪し、さらに、生徒の疋田教諭に対するその他の不満まで受け止め、その不満に対する説明も行い、それらも含めて、今後、気をつけることも伝えているのです。このような中で、その日、保護者自身が生徒同席のもとで「大事（おおごと）にしたい」と発言して、帰宅しているのです。このように、それ自体は問題であった「体罰」事件であったけれども、今後起こさないという約束がなされ、教師と生徒・保護者との関係も修復されていたのです。

ところが管理職である校長・教頭は、そのような教育的関係への配慮を欠いたというより、逆に悪化させることも辞さず、疋田教諭の過失を何がなんでも「大事」にしようとしたといえます。そこで、教頭は、生徒の保護者が疋田教諭と深刻な面持ちで話していたことをその当日、同じ場所で直接知っていながら（教頭事情聴取より）、また校長もその様子を部分的にその場で耳にしながら（校長事情記録聴取より）、その内容についてその場で直接、本人から話しを聞いたり、相談に乗る等、管理職として本来行うべきことを行いませんでした。そして疋田教諭に一言も声かけずにその場からいなくなってしまう。

そして教頭が別の場で聞いた話をもとに、校長は、本来、まず、疋田教諭に話を聞くべきであったにもかかわらず、疋田教諭には一切、その話を聞かずに、週明けの日の朝、まず、直接、生徒の保護者に確認の電話をします。それはまるで、疋田教諭に対してその過失を追及するにあたり、「裏をとっておく」というような行為です。

もし、校長が、本当に「体罰」をなくしたい、疋田教諭に「体罰」を反省させたいと考えているのだとしたら、そして、疋田教諭が行ってしまった「体罰」について、本当に、生徒と保護者のことを心配しているのだとしたら、まず、その日、出勤していた、同じ場にいた疋田教諭から直接、事情を尋ねることの方が自然ですし、教諭と生徒・保護者との教育的関係に配慮した、とるべき行為でした。校長が直接、生徒と保護者に電話をすることは、まさに、生徒と保護者に、当該教諭への不信感をあおりかねない行為です。週明けのその日、1日かければ疋田教諭から校長に、その報告や相談があったかもしれないのです。あるいは、本当に事実を知りたかったのであれば、校長は、まずはじめに、疋田教諭に素直に問いただせばよかったのです（本当は、生徒と保護者が疋田教諭のところに来たその当日に、自分の時間を割いても、保護者が帰ったあと、その場に残っていた疋田教諭に、何があったのかと声をかけ、その相談にのるべきなのが管理職というものではないでしょうか）。

校長からの電話に対し、保護者は、自分の子どもが叩かれたことを認めつつも、もう話は済んだ、大事にはしたくないと答えていたことは、都教委による校長への聞き取り調査報告書にも、校長が答えたこととして記述されています。それは9月はじめの保護者説明会で校長が明言していることでもあります。しかし、校長が、疋田教諭から報告するまでの時間を待たずに、また自らその情報を知っているにも拘わらず、疋田教諭にはそのことをについて一言も問わずに、まず保護者に電話をしてしまった。そうした校長の、教員と生徒・保護者との関係に

対する配慮のない、教育管理職としてはまったく誤った手順が、もともと、当事者間では、保護者からは学校には言わないといい、疋田教諭から校長に伝えておくとして、双方でゆるやかに了解していたことについて、保護者に不信感を抱かせることになったことは想像するに難しくありません。つまり、校長のせん索的な、また問題を解決するという意図ではなく、疋田教諭の過失を明らかにしたいという意図からとったとしか考えられない行為が、疋田教諭と保護者との関係を悪い方向に向けてしまったのです。

また校長・教頭は保護者に確認したあと、疋田教諭に、「体罰」事件の有無を問いただすわけですが、しかしその方法は、疋田教諭を異常な行為で追い詰めた自動車通勤問題の件と同じようなものでした。すなわち、疋田教諭を理由も告げずに校長室に呼び出します。教頭はまた、疋田教諭が呼び出しの理由を尋ね、「自動車通勤の何か」と問うたところ、「そのようことだろう」と嘔までついています。自分がこの体罰事件について情報を校長に提供し、ともに画策していたというのに、教頭はそのような邪悪な行為を行います。そして、疋田教諭が校長室に入ると、また、教頭が扉を閉め、校長と教頭で疋田教諭をはさむように立ち、そして、校長はいきなり「あなたは体罰をしましたね」と問いただします。

疋田教諭の心のうちは、生徒を叩いてしまったこと、その次の日に保護者が生徒とともに学校に話を聞きにきたことで、たとえ生徒と保護者との関係は何か修復されたとはいえ、自分の犯してしまった過失に対する後悔の念で重苦しいものだったはずで、そのような状態の中で、自動車通勤問題のときを思い起こさせるような、校長の抑圧的発言を受けて、疋田教諭が、冷静に話すことができなくなったことは簡単に想像できます。下手な表現の仕方したら、その言葉尻をとらえて、校長・教頭はどのように自分を陥れてくるかと、疋田教諭が恐怖を感じ、素直に説明できなかったとののは当然だったと思います（かつて「職務命令」を振りかざし、追いかけて回され、メガネを壊した、「職務命令」文書をゴミ箱に捨てた等と脅されていたのです。そこで後に、疋田教諭は、その後の呼び出しにおいて、第三者の立会いをもとめています。結局、断られました）。

その後、校長・教頭は、疋田教諭が素直に、事件のことを話すことができない状態にしたまま、保護者宅を訪問します。これは保護者や生徒には迷惑な話です。学校に謝罪しろとも言っていないのに、わざわざ謝罪にくるといふ。また、そのようなことを校長・教頭が行っていることは知らない疋田教諭はそこに共にくるわけもない。これはで、疋田教諭への保護者の不信感を益々あおるだけです。校長・教頭の行為はむしろ、「謝罪」というより、疋田教諭への保護者の不信感を高め、教員と保護者との関係を悪化させる行為だったのです。保護者が、少し後で、冷静に、校長と疋田先生のケンカに巻き込まれたくない疋田教諭に話したと疋田教諭は書いていますが、それが本当の保護者の気持ちではなかったかと思われま。

保護者が地裁審理の過程で被告側、都教委の立場で書いた陳述書の中で、「やっと落ち着いてきた息子の気持ちをまた揺るがせた」と批判し、その箇所は判決でも引用されています。この言葉は、疋田教諭が「確認書」を書いてほしいと依頼したことについて、その行為への批判として書かれています。しかし、この言葉は、もともと、すでに修復されていた教師と生徒・保護者との関係を崩す方向にむけた、この校長・教頭の行為に対してこそ向けるべきものだったといえます。つまり、生徒と保護者の心を逆なでする行為をつくり出したのは校長・教頭であり、それは疋田教諭を陥れるために、生徒と保護者をも平気で利用する、疋田教諭の人格はもちろん、生徒と保護者の人格までも否定する行為だったのです。

疋田教諭がなぜ、「体罰」受けていないという「確認書」を生徒と保護者に書いてほしいと依頼することになったのか、その経緯についても、疋田教諭はその陳述書に丁寧に書いています。そこからは、疋田教諭が決して強要してはいないこと、また、保護者が書きたくないと思っていることが分るとすぐに謝罪したこともはっきり書かれています。

(3) 確認書について—もう少し詳しく

生徒・保護者と疋田教諭の関係を分断した管理職

～教師を売るのみならず、生徒や保護者まで巻き込んで「保身」に走ったのはどっちだ!!

ところで、判決は、「確認書」を依頼するなどという行為は、まさに自己の保身のみを考え、生徒・保護者の心の傷に思いやれない疋田教諭の「独善的」性格を露呈するものだったと書いています。しかし疋田教諭は、校長・教頭の再三の訪問に辟易している保護者が、すでに校長・教頭に「体罰」を受けたことを説明させられていることを知りませんでした。もし保護者が、管理職にそのような説明させられていれば、保護者の立場から、それを、「体罰」はなかったと書けようがないことは明らかです。しかし、疋田教諭はそのことを知らず、また、はじめにこの件で保護者が話していた段階での情報を継続して信じていました。生徒にも保護者にも、は、すでに謝罪し、生徒の不満も聞き、二度と行わないと約束したことで、生徒・保護者と自分との関係は修復されたと考えていたのです。

保護者が、疋田教諭を訴えるように校長・教頭から強要されていたことを知るのは、「確認書」の依頼をして保護者から断られ、謝罪したときのことだったのです。もし生徒と保護者がそのような状況に追い込まれていると知っていたら、疋田教諭は、そのようなものを書いてほしいと生徒と保護者に求めなかったでしょう。

ところで、この「確認書」は、疋田教諭の、叩いたという行為を、なかったものとして偽ってほしいと求めたものではありませんでした。疋田教諭が想定していたのは、自分が行ってしまった行為を、生徒と保護者は「体罰」とも「暴力」とも考えていないと、校長と教育委員会に表明してほしいということだったのです。すなわち、生徒に対して行った行為を、疋田教諭は体罰でも暴力でもないと考えていたけれども、生徒に対して、力づくで、反省させようとしたことの過ちは認め、生徒と保護者に謝罪をした。その上で、しかし、それは教育委員会に対しては、「体罰」ではなかったと表明してほしいというものでした。教員としての自分と生徒および保護者との関係での謝罪関係を変えるのではなく、もっぱら、校長、教育委員会との関係で、自分を支えてほしいとの依頼だったのです。

この行為が、生徒と保護者の心を傷つける行為であるとしたら、それは、「体罰」行為に関してではなく、「大事にしたくない」としていた保護者と、その発言に納得していたと思われる生徒が、疋田教諭の過失を明らかにしようとする校長・教頭の行動により、方や「大事にする」画策に巻き込まれて、「大事にする」ことを強要され、方や、「大事にしない」ように疋田教諭を支えることを求められるという、面倒な人間関係に巻き込んでしまったということだったといえます。その点は、疋田教諭の人間関係に関する理解の甘さや、また、自分が校長・教頭から狙われていることを知りながらも、そのことに対する無防備な、保身の甘さがあったといえますが、それは、しかし、決して、生徒と保護者の人格を否定し、心の傷を理解できない、「独善的」な性格だと判定されるようなものではないことは、疋田教諭の本人陳述の詳しい経過から理解できるとおりです。

(4) 東久留米西中の生徒I君への体罰について

- 真実を語ってほしい、…それでも、研修後の「適格性」判断は別問題だが…

最後に、地裁審理の中で、疋田教諭の前任校、東久留米市西中学校の「体罰」事件がもちだされ、当時の生徒I君自身が疋田教諭から体罰を受けたとする「陳述書」を提出しています。しかし、そこには「階段で私は、疋田先生に突き落とされ、さらに別室で平手で何回も殴られるなどの体罰を受けました」ほか、明らかな虚偽も書かれています。

当時の疋田教諭の行為は、たとえ問題を抱えた生徒に対してのものであっても、乱暴であり、疋田教諭の現在の判断では、それは「体罰」であり、行ってはいけない行為だったということが出来ます。その点、疋田教諭は当時の自身の教育活動における過失を認めるべきでしょう。

しかし、生徒I君の提出した「陳述書」の内容は、あまりにも虚偽に溢れ、疋田教諭が何の

理由もなく、さらに余りにも酷い「体罰」を行っていたかのように脚色して書かれています。そして今でも疋田教諭を恨んでいるというような書き方になっています。

ところで、疋田教諭によると、当時、乱暴な青少年グループ間でよくあったことなのですが、生徒I君は中学校を卒業すると、中学生の縛りがとれて、地域の他の乱暴なグループから狙われ、保護者から学校に救済が要請され、しかも、疋田教諭を名指して、救いが求められてきたとのことです。そこで学校から、休暇中の旅先まで疋田教諭に連絡が入り、疋田教諭は至急、教え子に連絡をとってこれに対応したといえます。また、生徒I君は軽音楽部に所属し、在学中、クラス担任で、教科の授業を受けるだけでなく、課外活動でも疋田教諭の指導も受けています。

生徒I君はそのように、疋田教諭に支えられたこともあったということ自体をも否定するのもかもしれません。

また、生徒I君が疋田教諭の説明を真っ向から否定する交番駆け込み事件についても、当時立ち会った、警察官、保護者、他の教員の方々は、I君宅でも話し合った方々は、どのように当時を思い起こすのでしょうか。

卒業後まで疋田教諭を頼りにしていた生徒が、当時、疋田教諭が行ってしまった「体罰」を何故、今、実際以上の酷い表現で著し、「疋田先生から受けた体罰や仕打ち」と表現し、また、「事実と反することを述べ、生徒に責任をなすりつけるような先生は、二度と教壇に立ってもらいたくない」と陳述するのでしょうか。

これはどうしても、法廷で、本当にこの生徒I君が真実を書いているのかどうか、確認してみたいと思えてきます。またもし生徒I君が本当にそう思っているのだとしたら、まず、疋田教諭とI君の間で、事実についての相互の誤解を解き、その上で、当時の相互の思いを交流してほしいと思えてきます。

疋田教諭が「体罰」をしたという過ちはまさに「過ち」として謝罪したうえで、しかし、何故そのような行為をしたのか、生徒I君にどのようにその成長における課題を乗り越えてほしいと思っていたのか、それがI君にとっては、どういうものとして受け止められていたのか、もう一度、対面して語り合っほしいと願っています。

生徒I君が本当に「陳述書」に書いているとおりに思っていたのだとしたら、疋田教諭との関係が - 疋田教諭から指導を受け、また支えられたことがあっても、それらが全て忘れ去られてしまうほど、ただ恨みだけが残るという関係になっていたのだとしたら、それは「体罰」という行為の結果なのかもしれませんから、疋田教諭には、I君が書いた記述内容ほど酷いものではなかったとしても、I君に謝罪し、関係を修復する機会が必要であり、それを今後の教育実践の展開の糧にしていくべきなのだろうと思います。

生徒I君はその「陳述書」で「必要であれば、証人として法廷に立つものであることを最後に陳述させていただきます」とまで書いているので、まさに「法廷」に立って、疋田教諭と対面してもらえればと願っています。⁶

また法廷以外でも、何かそういう関係修復ができるといいと思います。

ただし、小平5中PTA役員会代表による「要望書」の中で、「疋田教諭に教壇を立たせないでほしい」と記述されたことと同様に、いくら生徒I君が「教壇に立ってもらいたくない」と思っても、「教壇に立たせる」か「立たせない」かの判断は、研修を終えた疋田教諭が、「体罰」を否定していることを踏まえて、公平になさるべきことです。疋田教諭に是非、学校にもどってほしい、生き生きとした教育活動を再開してほしい、「体罰」を乗り越えた実践を展開してほしいと願ってくださっている沢山の教え子、その保護者の方々もいらっしやるのです。

また、「体罰」行為の態様について、それを不当に酷く表現されることに対して、そのことに反論することは、「体罰」を肯定している根拠にはなりえず、生徒に罪をなすりつけているとか、現在、その当時の行為を反省していないということでもありません。その点は、論理をすり替えてはならないと思います。ただただ謝罪の姿勢を示すために、やってもいけないことを、批判

されるがままに、やっていたと「嘘」をつくようなことは、むしろ極めて悪質な行為であり、それは真の謝罪ではなく、単なるボ・ズにすぎません。そんなことをしては、真の「体罰」否定にはつながらないのです。

疋田教諭は、どんなに軽い「体罰」でも、身体的なものでなくても、力づくで（言葉・すなわち論理も含め）教え込むことはできないことを、もともと実験やさまざまな工夫で教育活動を展開していた・だから生徒たちの多くの心をとらえた・自分の本来の教育姿勢と結びつけてとらえることを学びました。だからこそ、自分が生徒の人格の成長を願って教育活動を行っていたのだと改めて確認し、生徒会指導においても生徒たち自身が話し合いを通じてル・ルを作っていくという生徒会活動を指導していたことを確認し、自己規律を逸脱した生徒たち、暴力行為を行ったり、教室での規律を破りがちな生徒たちに対してもその姿勢を貫く必要を、強く自覚しています。「子どもの権利」という考え方に学び、生徒の意見表明を尊重し、生徒と教師との対話を「子どもの権利」の視点から大事にしていく姿勢で、今、「体罰」を克服しながら、生徒とともに人格を育て合っていく教育活動を展開しようと格闘しているのだと思います。

不当な処分に泣き寝入りせずに、自分が積み上げてきた教育活動の良さを大事にすることは、自分が抱えてきた問題・「体罰」をやむを得ないことと認識して、行ってしまっていたこと・を乗り越えることと一致するのだとして、向き合い、考えてきた疋田教諭のこの間のその語りの中に、その真摯な姿勢を読み取ることができます。

4 判決の逸脱行為 - あってはならない一線を越えてしまった、かつ無責任な判決

判決は、被告側が使いこなせなかった文書や情報を、勝手に踏み込んで、独自に処分を正当化する論理を組み立てています。それは越権行為であり、裁判所がしてはいけないことではないかと思えます。

そもそも裁判所が、裁判所に提出された文書だけからでは本来判定できるはずもないことにまで、踏み込んで判断している。つまりいい加減な判断をしてしまっているのです。なぜ被告側が歯切れよく論述できなかつたのか。それは被告側に事実を捏造したという認識があるからなのです。裁判官はそれを読み込めないために、自分の都合のいいように、事柄の部分、部分をつなげて、処分を正当化するための論理を組み立てたといえます。

そしてはじめに述べたように、その部分、部分の事柄を、ばらばらに文脈から切り離し、教育という、人間と人間が関わりあう繊細な営みの「過程」を無視し、真摯に考察せず、情報も集めずに、単純な常識感覚で、非専門的に判断してしまっているのです。

以上はあくまで、荒井容子の分析、しかも途中経過です。

長々と書いてしまい、申し訳ありません。

弁護団会議での検討の成果は、控訴理由書として6月30日に裁判書に提出しました。

いよいよ高等裁判所での審理が始まります。

地裁では本人陳述というとても重要な段階で、突然、合議制になり、すでにとっても重要な証人尋問が終わってしまったあとから、新たな裁判官が主任裁判官になるという、体制としてはあまりにもいい加減な扱いを受けました。それが、このようないい加減な判決に帰着したのではないかと思えます。

なぜなら、傍聴された方の多くがその感想を寄せてくださっているように、審理の過程では、あきらかに、被告側が、いかに処分をいい加減に決めたか、また、その処分の恣意性、不公正・不公平さがはっきりとしていたのです。多くの方が、裁判官はやはり真実を明らかにしてくれるのだと、感動していました。ところが、あの審理はなんだったのか・・・そういう怒りが飛び交うような判決でした。ただ、勝った、負けたということではないのです。誰がみても、被

告側のいい加減さが暴かれた審理だったのに、審理と判決のこんな大きな乖離が合っているのでしょうか。

そして、被告側の不正が暴かれた、その証人尋問の場には、あとから主任裁判官になった人はいなかったのです。

さらに判決のときには、はじめからいた裁判官さえそこにいなかった。

こんな不誠実な体制でいいのでしょうか。

裁判所は、この裁判を甘くみているのでしょうか。

裁判所はどの裁判についても、もっと責任をもって対応すべきではないでしょうか。

高裁ではもっときちんと対応してもらいたいと思います。

控訴審、東京高等裁判所での最初の審理は

2010年9月7日(火) 午後3時から、東京高等裁判所 第824号法定です。

審理が一回で終わらされないように、是非、大勢のみなさんの傍聴をお願いします。

判決後、そのまま(3時15分頃～)5時まで、弁護士会館5階509号室で報告会を行います。こちらにもどうぞご参加ください。

東京高裁向けに、新たに署名活動もはじめました。ホームページに新しい署名用紙をアップしましたのでご活用ください。

始動が遅れましたが、現在、427筆もの署名をいただいております。

ありがとうございます。

まだまだはじめばかりです。是非、みなさま、周りの方に声をかけて、署名にご協力いただければ幸いです。

新しい「陳述書」(裁判所提出用)、激励メッセ-ジ(ホ-ムペ-ジに掲載させていただきます)なども、改めて、是非、是非、お願いいたします。「陳述書」の書き方は、裁判ニュー-ス No.2(ホ-ムペ-ジ掲載)をご参照いただき、宛名を東京高等裁判所 裁判官宛にいただければ、その他は同じ書式で大丈夫です。

編集後記

いつもながら、裁判ニュー-スの発行が審理の当日になってしまい、申し訳ありません。

「判決」分析はだらだらと書いてしまっていますので、弁護団で準備した控訴理由書を控訴審後すぐにホームページにアップしますから、そちらをダウンロードしてお読みいただければ幸いです。

このニュー-スの方は、もっぱら荒井容子の、また、控訴理由書という目的から離れて書いた分析・反論と思って読んでいただければと思います。

被告側からの答弁も受け、弁護団ではなお、反論を準備中です。

一昨日、提出された被告側「答弁」を読んで、判決後の怒りが、改めて蘇ってきました。

分限「免職」処分というのは、本当に酷すぎます。不公正・不公平です。

さらに、こんなに簡単に、人を「人格」攻撃していいのか。勝手な解釈で、こんなに安易に、「不適格」などと言っているのかと、それこそ、被告はもとより、判決を出した裁判官こそ、非人道的と思えてきます。

一人よがりではだめですが、疋田教諭は本当に、日々、生徒たちのことを考えていました。いつも一生懸命で、生徒たちの指導に使える、生徒たちを喜ばせてあげられるものや情報を、中学生らしい目線でいつもいろいろ集め、小さな小物は自分でどんどん買って教材として使っていました。理科の授業だけでなく、行事やクラスや部活動でも同じです。時間も最大限、生徒たちのことに使っていました。

ワーカーホリックにも近い状況で、それがいいというわけではありませんが、しかし、こんなに一生懸命、しかも楽しんで生徒たちと関わっていた、そしていつもどう教えたらいいか、

あるいは生徒たちの悩みや生徒同士のことなどに考えめぐらせていた、そして実際に、手ごたえも感じていた。そんな教師が、いきなり、校地外研修にさせられた。しかしそれにも真摯に向き合って、自分を鍛えなおす機会にしようと真剣にとりくんだ。

それなのに、この研修で本人が「学んだ」言っていることに對し、それは「うそ」だと言われる。

「学んだ」といわれたら、研修を企画した側は、本来、それを喜ぶべきなのではないかと思うのですが、それなのに、お前は「学んでいない」といわれる。研修を担当した担当者は、直接本人に、よく学んだと評価しているというのに、その現場を見もしない、報告を読みもしない人たちが、研修の成果は「上でも下でもない」「ただこなしているだけ」、「もともと成果をみるための研修ではなかった」という。

通常ではありえない、異常な厳しい処分「免職」をなぜ、教育長は決めたのか。不思議です。

組合がはやばやと見捨てたことを知っていたのでしょうか。

「体罰」教師というレッテルを貼りさえすれば、不当な処分であっても多くの人が目をつぶってしまうと、安易に考えたのでしょうか。

20 数年間、教師の仕事に打ち込んできた者を、それまでの蓄積をすべて否定するように、「不適格」のレッテルを貼って免職してしまうことは、その者に「死」を宣告するようなことです。そして、当然ながら、「免職」そのものが、いかに厳しい仕打ちか。処分審議会の方々は、どれほどの緊張感をもって、この処分を決めたのでしょうか。ひどい「いじめ」です。まさか裁判に訴えるとは思っていなかったのでしょうか。

しかし、「死」を宣告されて、黙っているわけにはいかない。

地裁の判決から、この裁判は「体罰」がおおきな焦点になっていきています。

これまでの「体罰」問題の構造とは形を変えてきています。子ども・生徒を大事にするためではなく、教師を攻撃するために、「体罰」事件が、被害生徒への二次被害を省みることなく、利用されはじめています。

本当に「体罰」を克服するためには、「体罰」容認に向かいかねない今日の情勢の中で、どんな小さな体罰でも「免職」するというような非現実的な方法ではだめです。生徒指導に責任を負わない陰湿な生徒管理が広がるだけでしょう。どうしたら「体罰」のない、抑圧的な指導のない教育「関係」- 学び合う関係 - がつくれるのか、教師、生徒、保護者が自由に語り合いながら、過去を反省し、新しい方法をともにつくっていく運動を展開していくしかない。この裁判を通じて、そういうこと訴えていくことができたかと考えています。

それは学校を超えて、家庭、地域社会、企業社会、国家間等々、すべての暴力を克服していく運動にも共通することなのだと思います。「排除」、「人格否定」はまさに暴力につながる道であり、そのような方法で「体罰」、暴力を克服することができるはずはないのです。

今後ともよろしくご支援をお願いいたします。

正田教諭分限免職取消訴訟支援の会(ジョニーの会) 事務局 荒井容子

事務局 eメール yfe12833@nifty.co

支援の会のホームページ

<http://homepage3.nifty.com/bungenmenshoku/index.html>

郵便振替口座名 正田教諭分限免職取消訴訟支援の会 別名 ジョニーの会

口座番号 00110-0-595335

他の金融機関から送金する場合

金融コ-ド 9900 店番 019 店名 ○一九店(ゼ'ロイチキュウ店)

預金種目 当座 口座番号 0595335

カナ氏名(受取人名) ヒキダ'キョウユフ'ンゲ'ンメンシヨクトリケシソシヨウシエン

ジョニーの会の支援ホームページ 支援者の方による支援ホ - ムペ - ジは
<http://www.geocities.jp/coolunglasse/hiki/channel-top.html>

リンクを貼ってくださっている

レイバーネットのホームページは <http://www.labornetjp.org/>

¹ その生徒は、疋田教諭に、口頭での叱責に従わなかったために足先での叱責の意志表示を受け、それがきっかけで、足払いをされたように倒れ、その足先でコツンと叱責されたということですが、疋田教諭が自分をこぶしで3回殴ったという嘘が処分理由に書かれていたこと(「左ほうを右手の拳で三回なぐり」と記述されていた)を知って、「疋田先生がやめさせられた理由に自分のことが載っていて、このことが問題にされたこと、しかも僕の話した事実内容と全く違っていただけに驚きました」「学校への缶の持込みは禁止されていましたが、僕はあまり意識していませんでした。この件は全部自分が悪いので、疋田先生からされたことは全然気にしていません」と、本当にあったことや、当時及び今の自分の気持ちを陳述してくれました。そこから、校長による報告にもとづいて作成されたと思われる、小平市教育長名による都教委宛の服務事故報告書(「教員の服務事故について(報告)」)にこの生徒が語ってもいないこと、すなわち、「こぶしで3回くらい左ほほをなぐられた」という、より酷い「体罰」が行われたように見せかける記述が捏造され、さらには、校長がこの生徒から事件についての話を聞き取ったという虚偽までが書かれ、処分の資料にされていたことが明らかになりました。

² 判決は「自明の事柄」「いわば当然の事柄」と、事実を平面的にとらえて描いたうえで、そのレベルでの“常識”に訴えるという手法をとっています。

まず、「これらの荷物の中の一部に、授業やクラブ活動で使用するものがあつたことは否定されないが、限られた予算の中で教材やクラブ活動の用具等が必要になることは、他の教員も同様である。理科室や理科準備室は他の教員らとも共同で使わなければならないし、廊下や屋外も共用スペースにほかならず、一教諭が前記荷物の保管のために占拠してよいわけではないことは自明の事柄である」(p.52)と書いています。しかし、あとで述べるように、当時、疋田教諭は他の理科教員との間での了解のもとに理科室及び理科準備室を利用しています。他の理科教諭が問題と感じていなかったからこそ、そのまま継続されてきたわけです。校長の命令は、他の理科教諭や、授業を受けている生徒たちからの不満を受けて出されたものではありません。また、校長は、疋田教諭の理科そのほかの多様な教育活動に、それらの「荷物」がどのように関わっているのかを問うこともなく、いきなり整理せよと命じたのです。これは教育機関の管理職として職務命令を発する上で、本来、教員の教育活動を支えるためにあるべき管理職の任務をわきまえない「独善的」な命令の仕方であったといえます。また、疋田教諭が「一教諭」が担う教育活動の範囲をはるかに超えて、学校での多様な教育活動を行っていたことを考えれば、その活動に応じて、保管物が多くなり、その保管物が占めるスペースが増えてくるのは、それこそ「自明の事柄」です。

判決は、すべての諸条件を排除して、事柄を極めて単純に事実認定し - すなわち現実をもっと複雑で、深慮をもって認識されなければならないのにそれを怠って誤認したわけですが -、そして、単なる「通俗」的、画一的役割論に依拠して結論づけており、「自明」という意味を取り違えています。なお上記の判決文では「廊下や屋外も共用スペースにほかならず、一教諭が前記荷物の保管のために占拠してよいわけではない」と曖昧に記述して、疋田教諭があたかも、廊下や屋外を「占拠」したととらえかねない記述もしています。これは悪質な誘導記述といえます。疋田教諭が廊下や屋外を「占拠」したとということ、一体どういう証拠をもとに記述することができるのか。被告さえそのようなことは言っていない。

なおまた、第1理科準備室は疋田教諭ではなく、別の理科教諭が主に使用していたのに、これについても、判決では根拠なく、あたかも第1理科準備室まで疋田教諭が「占拠」したかのように書いています。これも証拠のない記述です。

また、判決では次のように「いわば当然の事柄」ということばで判断を下しています。

「原告は、大量の荷物によって学校の共用スペースを占拠し続けることのないよう、特段の注意指導を受けるまでもなく、私物と教材を区別して私物は持ち帰る、使い終わった物は廃棄するか持ち帰る、余った物や古い物は廃棄するなどの整理整頓作業をすみやかに行うべきであったことは明らかであり、このことは、いわば当然の事柄に属するものである」(p.52-3)

これについても、あとで反論するように、教育活動を行うために必要な教材準備の努力・過程についての理解と配慮を欠いた、すなわち「教育」の専門性に関する理解と配慮を欠いたまま、平板な「常識」で判断してしまっています。「私物と教材を区別して私物は持ち帰る、使い終わった物は廃棄するか持ち帰る、余った物や古い物は廃棄する」などという記述は象徴的です。通常、教育活動に熱心な教員は、私費で購入したたくさんの教材をもっています。もしそれらを「私物」だとするのなら、それを教材と区別することはできません。そして疋田教諭は今回、大量と指摘されたその保管荷物を、すべて教材として保管していたわけですから、それらを「私物」と「教材」などという概念で分類することなどできようがありません。また、当該年度に使用した教材でも、次年度以降で、生徒とのやりとりの中で機会が到来したときに、その機をはずさずにこれまで蓄積させてきた教材を使用するというのを、熱心な教師は、常に想定して教育活動を行っています。予想もしない生徒たちの反応、成長は、機を逃さず、そこに適切な教材を対応させたいと考えているのが教師というものです。そのような教員にとって、まさに価値のある教材だからこそ、疋田教諭はそれらを保管していたのです。それなのに、疋田教諭以外のものが、いったいどのような理由で、またどの教材について、それらを「使い終わった」とか、「余った」とか、「古い物」と判定することができるのでしょうか。判決は、そういうきちんとした判断を全く行わず、「教育」の専門性へ配慮を欠き、すなわち教育現場の実情を理解せず、単に「常識」をふりかざす裁判官の感情論のもとで、強引に「雰囲気」によって結論を下してしまっています。

判決はまた、「長期間にわたり、校長や教頭が繰り返し口頭で荷物の整理を指示してきたのに対し、すべて教材であるとか、多忙であるなどを理由にこれに従わなかったことは前記認定(…略…)のとおりである。原告は、校長らの注意は単なるお願いにすぎなかったと等と主張して指示に従わなかったことを正当化しようともしているが、これは独自の見解というべきものであって失当である」(p.53)と述べています。

まず、この文章はあまりに不正確なものです。

「独自の見解というべきものであって失当である」とする判断は、「校長らの注意は単なるお願いにすぎなかったと等と主張して指示に従わなかった」というところのみにかかるのか、それとも、その前の「すべて教材であるとか、多忙であるなどを理由にこれに従わなかった」というところにまでかかるのか、曖昧です。

もし、「独自の見解」で「失当」だとする判断が両者にかかるのだとすれば、なぜ、「すべて教材である」「多忙である」という理由が「独自の見解というべきものであって失当である」とされるのでしょうか。その事物を使って教育活動をしてきた、また今後していくと考えているという、教員本人の判断はその教員自身が自己の教育活動に責任をもって臨む、まさにその教員「独自の見解」であってしかるべきであり、それがなぜ「失当」なのでしょう。いかなる理由で「失当」といえるのでしょうか。

また疋田教諭は、陳述書で述べているように、東久留米西中においても、また小平5中においても、常に多忙であったことは確かです。本当に「多忙」なのです。被告も裁判官をそれを「独自の見解」として、否定することはできないでしょう。

その上で、もし「多忙」を理由に「整理」をできなかったと述べるのが「独自の見解」だとするのなら、疋田教諭は対外試合その他で休日でも多忙な時期に、整理するよう指示されても直ぐには対応できないとし、「多忙」でありながらも、校長の希望を斟酌してあげたいと、それでも何とか対応すべく、できる範囲で「見栄え」をよくしたことがあったことは事実です。

また「校長の注意」を「単なるお願いにすぎなかった」と疋田教諭が受けとめたのは、「校長の注意」が、他の教員が困っているとか、生徒に具体的に悪い影響がでているとか、また生徒から不満がでているとか、何か、疋田教諭が教育活動を行ううえで、あるいはそのほかの教員

が教育活動を行ううえで、それらの教材保管に問題があったうえでの「注意」ではなかったからです。もし、そのような意味で問題があったなら、疋田教諭も早急に取り組むべき課題だと判断したはずで

す。恐らくそういう場合には、校長も、単なるお願いではなく、もっと内容的必然性をもって疋田教諭に指示し、そして疋田教諭もその指示を正当なものとして受けとめたはずで

す。従って、自分の校地外研修中に、非常勤講師が赴任し、その講師の希望があったという理由が告げられたことを受けとめ、余りにも急な命令であったに拘わらず、また校地外研修に従事させられ、他方、学校に自由に入出入りすること管理職から通常は制止させられていた状況であったにも拘わらず、疋田教諭は、事実として教材を片付けたわけ

です。つまり、「単なるお願いにすぎなかった」というのは、ただ、言葉の揚げ足取りをしているのではなく、当初の校長の「注意」はその内容からみて、教室や準備室は教材が豊富に用意されているよりも、あまり教材がなくてもいいから見た目が整理されている方がいいという校長の好みを主張しているにすぎないと受けとめられかねないものだったから、まさに「単なるお願いにすぎなかった」と理解されたわけ

です。そこには一定の「教育」のための諸条件に関する、限られた空間状況の中での論争が孕まれており、校長の「注意」のみが正論とはいえないとみることこそ公正な判断といえます。

判決は、上記のように、事実認定の誘導的記述を前提に、専門性への配慮を欠き、感情的に

“常識”を振りかざして判断したあと、そのまともでも、なお「当然のことがらをわきまえず」という“常識”に訴える表現をもちいて、判断を次のようにまとめています。

「このような、当然の事柄をわきまえずに自己の都合を優先する原告の身勝手な言動は、上司の指示・注意を軽視する態度の表れであるばかりでなく、共同スペースの私的占有状況を継続することは、同僚教員や生徒・保護者の信頼も失う不適切なものといわざるを得ない。」(p.53)

しかし、一体、教育活動を充実するために教材を保管することが何故「自己の都合を優先する」ことなのでしょう。それに従うことの必要性を教育上感じられない校長の「希望」に、本来行なうべき教育活動やその準備に使う時間を割いて対応できないことが、何故「自己の都合を優先する」ということになるのでしょうか。意味のない「上司の指導・注意」を「軽視する態度」すなわち、重視しないということが、なぜ「自己の都合を優先する」ことになるのでしょうか。なぜ、当時、教員間で了解されていた理科室、理科準備室の利用方法について、しかもそこに「教材」を置いているというのに、それを「共同スペース」の「私的」「占有」だというのでしょうか。廊下や屋外は「私的占有」などしていないのに、なぜそのことまで合わせて「共同スペース」の私的占有だというのでしょうか。

そして、なぜ、何の証拠ももち得ない裁判官が、勝手に、「同僚教員や生徒・保護者の信頼も失う不適切なものといわざるを得ない」と判定できるのでしょうか。

被告から提出された証書には、疋田教諭が保管している荷物が原因で疋田教諭が「同僚教員や生徒・保護者の信頼」を失ったという「証拠」は何も提示されていません。もし裁判官が、被告から提出された、匿名で、疋田教諭を誹謗中傷する文書「告発文」をその証拠としているのだとしたら、それは、まさに裁判官の非違行為でしょう。また、証拠なく判断しているとしたら、それはあくまで類推にすぎず、「信頼」を失っていないという現実を、意図的に歪めた推測によって、疋田教諭を断罪するという、不当な人格侵害を行っているといえます。

3 自動車通勤問題については、判決ではまず、疋田教諭の主張に、次のように一定程度の共感を示しています。

「原告の通勤時間や父親の体調不良について自動車通勤を認めるべき事情として市教委に説明してくれているものと原告が期待したとしても無理からぬ一面があり、そのような中で、原告が、自動車通勤を認めないという澤川校長の対応に強い不満や不信感を募らせていたことがうかがえる。」(p.54)

しかし、判決は、結局、疋田教諭の、澤川校長に対する対処の仕方に問題があったとして、次

のように書いています。

「しかしながら、たとえそのような不満等があったにせよ、原告としては、通勤届けの正規の手続きについて確認したり、自動車通勤の必要性について父親と同席して補足説明をしたり、必要な資料について問合せなどの手段をとることに(マ)できたものであり、そのようなことをせずに、もっぱら自動車通勤をみとめないことが不当であると主張して、校長の職務命令に対して大声を上げ耳をふさいで職員室内を歩き回る、無視をする、職務命令文書をくしゃくしゃに丸めて教頭のシャツの胸のポケットに押し込むなどの前記認定にかかる言動は、社会人としての節度を失った、子どもじみたものといえるものであって、もはや正当な抗議として許容される範囲を超え、上司の指示・注意を軽視した反抗的・挑発的な態度であるばかりでなく、教育公務員としての信頼を損なうと評価されてもやむを得ない程度・態様に至っているといわざるを得ない。」(p.54)

まず、疋田教諭は当初、校長・教頭がその後に見られるような異常な振る舞い方をすると想定していなかったのです。それは疋田教諭が陳述書に書いてあるとおりです。

従って、疋田教諭は届出どおりの通勤をするようにという彼らの指示に従い、家の事情を伝えて、届け出自体を変更することにし、自動車通勤への変更の届けを出しました。

また、C型肝炎であった父親の診断書はむやみに提出できるものではないという疋田教諭の判断もまっとうです。疋田教諭の父親が学校を訪問することになったのは、校長から教育委員会が疋田教諭の自動車通勤を認めないと聞いて、疋田教諭の父親が直接、教育委員会に赴いて自分の病気について説明しようとしたところ、校長がそれを制して、疋田教諭の父親が学校にきて自分に説明することを求めたからです。父親が学校を訪問した時間、疋田教諭は教育活動を行っており、自分の通勤問題で、父親が校長に自分の病状を説明にきたからといって、そのためにわざわざ自分の教育活動の時間を犠牲にすることは、疋田教諭の父親も望んではいなかったし、その必要も感じていなかったのです。

また、疋田教諭は、岡崎教頭から、自動車通勤に届出が変更されない段階でも、自動車通勤するときには毎回、届出を出せばいいと言われていたため、そのような管理職の判断をそのまま信じて、申請している届出が正式に変更される前でも、そのようにすれば自動車での通勤も認められると判断していたのです。

すなわち疋田教諭は「正規の手続き」をとっていたのであり、校長・教頭の言動から当初、早晚、変更願いが認められると想像していた。

このような事情は疋田教諭の陳述書に書かれているとおりです。それに対して、判決が「通勤届けの正規の手続きについて確認したり、自動車通勤の必要性について父親と同席して補足説明をしたり、必要な資料について問合せなどの手段をとることに(マ)できたものであり、そのようなことをせずに、もっぱら自動車通勤をみとめないことが不当であると主張して」とする記述は全く、事実を踏まえない説明だといえます。一体、自動車通勤への変更届けを出したというのに、また、教頭の指示通り、自動車通勤について「通勤届け」を出していたというのに、他に何をもって、「通勤届けの正規の手続きについて確認」しなかった、「必要な資料について問合せなどの手段を」とっていなかったのでしょうか。すでに疋田教諭は校長に説明していたというのに、そして当初、校長が自分の都合で、勝手に疋田教諭の父親を呼び出したというのに、なぜ、わざわざ教育活動を中断して、すでに説明しているにも拘わらず改めて校長に「自動車通勤の必要性について父親と同席して補足説明を」する必要があったというのでしょうか。

また、判決が、被告の主張から抽出した「大声を上げ耳をふさいで職員室内を歩き回る、無視をする、職務命令文書をくしゃくしゃに丸めて教頭のシャツの胸のポケットに押し込むなどの前記認定にかかる言動」とは、そもそも、校長、教頭が常軌を逸した、まるで突如豹変するような言動で疋田教諭を脅しながら、職務命令を押し付けてきたことに、すなわち口頭での反論、理屈での反論では対応できない、異常な抑圧状況に疋田教諭が追い込まれたために、とらざるをえなかった行動だったことは、疋田教諭の詳しい「陳述書」を読めば、容易に判断でき

ることです。校長、教頭も、そのような行動をとったことを、その陳述で否定していません。

それにも拘わらず、裁判官は、「上司の指示・注意を軽視した反動的・挑発的な態度」とし、校長、教頭の異常な振る舞いは問題にせず、もっぱらそのことが原因でなさざるを得なかった正田教諭の振る舞いのみをとりあげ、これを「教育公務員としての信頼を損なうと評価されてもやむを得ない程度・態様に至っている」とまで記述しているのは、異常です。

判決は正田教諭が「自動車通勤を校長が認めるべき事情として市教委に説明しているものと」期待しても「無理からぬ一面があり」としています。一方で、正田教諭は自動車変更届を校長に提出したあと、また、正田教諭の父親が校長に病状を説明させられた後でも、校長が市教委に正田教諭の自動車通勤に関する必要性について説明さえしていないと教頭から耳打ちされていました。

判決が取り上げている正田教諭の「振舞い」は、そのような状況の中で、しかし、校長室に呼ばれ、正田教諭は校長から父親の病状について「心配する」「優しい」言葉をかけられた、その直後、まさに、自動車通勤の許可がおりたと思われればかりの状況のなかで、校長と教頭に前後を挟まれるか形で、校長室の扉を閉められ、その中で、いきなり、大きな声で、校長から「職務命令」として、自動車通勤をするなど文書を読み上げられたのです。

それは本当に、「裏切られた」という感情を起こさせ、かつ身体的にも取り囲まれ、かつ、権力者から理不尽な「命令」を突きつけられるという異常な抑圧的な状況でした。

正田教諭は、通常の間人間関係が失われているという恐怖心を感じ、直ちに校長室から逃げるように退出したのは無理からぬことだと思います。ところが校長・教頭は職務命令の文書を受け取るように、正田教諭をどこまでも追ってくるような態度をとった。正田教諭の行く先を阻むように、まるでバスケットボール競技で、ディフェンスが取るような行為だったとその陳述に書いています。正田教諭の本人陳述に書かれているこのときの校長・教頭の言動は 本当に、通常の大人の行為とは思えない、教育委員会という権力をバックに、まさに精神的・肉体的暴力を正田教諭にふるったとって過言ではないものです（末尾に、本人陳述<2009年8月11日>からの抜粋を、付録編として添付しておきます）。

正田教諭がそのような状況から身を守ろうとして「逃げた」のは無理からぬことです。正田教諭の行為が「子どもじみた」と表現されるとすれば、正田教諭にそのような行動をとらせたのは、そもそも、校長・教頭の常軌を逸した「程度・態様」だったのです。その経過を無視して、その被害を受けた結果生じた正田教諭の行動だけをとりあげ、それを「子どもじみた」「教育公務員としての信頼を損なうと評価されてもやむをえない程度・態様」と断罪するのは正義にもとるものです。

また、そもそも、根拠のない「上司の指示・注意」を「軽視」することがどうして、「教育公務員としての信頼を損なうと評価される」のでしょうか。抑圧的で異常な「指示・注意」に対して、「反抗」することがなぜ、「教育公務員としての信頼を損なうと評価される」のでしょうか。

また、「挑発的な態度」とは何を指すのでしょうか。いったいどういう行為が、「挑発的」だったのでしょうか。そもそも「挑発的な態度」などという表現で事件を分析すること自体に、裁判官の「教育公務員としての信頼」に関わる、管理職と教員との関係理解についての誤謬があるように思われます。

4 判決は、「体罰」行為に対する正田教諭による謝罪に対し、当初、生徒・保護者がそれを受け入れたことは認めています。しかし判決は、それは「いったん納得したにすぎない」と、被告側が提示した陳述書の文言を用いて、その事実の重さを低く認定しています。

5 この「確認書」に関して、保護者にすぐ謝罪したことについての認定を裁判所は怠っています。

6 このような解決は、本来、被告側が言うほど、東久留米市教育委員会が「体罰」を問題としていたのであれば、当時、その時点で、きちんと、管理職が対応し、早々に、正田教諭の「体罰」認識を改めさせるべきだったのではないかと思われれます。なぜ、今頃になって、しかも、

内容も歯切れの悪い、パンフレットなどを掲げて、当時の「体罰」事件を持ち出してくるのか。なんのために持ち出してくるのか。ただ疋田教諭を学校から葬りさるためだけなのだろうと、その道具に君を使っているのではないかとさえ思えてしまいます。

なお、小平5中でのA君の事件についても、B君の事件が大きく問題になったあとから、取り上げられることになりましたが、小平市教育長の都教委宛「教員の服務事故について(報告)」によると、教頭はこの事件当時、その1週間後にPTA役員から「疋田先生が生徒Aをかなりの勢いで叩いたようだ」という連絡を受け、自分のノートに記録したが、そのまま失念していた」と記述されています。「失念」したということは、当時、教頭は「かなりの勢いで叩かれた」という事件を「失念」する程度にしか考えていなかったことが分かります。すなわち管理職も含め、「体罰」は小平5中でも、「失念」してしまう程度にしか問題にされていなかったと推測できます。

付録編 - 自動車通勤に関わる「職務命令」押し付け事件に関して - (本人陳述書 2009年8月12日より)

「自家用車通勤への従来の配慮の打ち切り

父自身の退院後の不安感が募り、父から私に「私が自家用車通勤にもどしてほしい。」という要望が出ましたが、そのことを古賀前校長のときであればすぐに相談できたのですが、澤川校長に対して不信感を持っていたので私はすぐには相談できませんでした。また、ときどき授業や部活動の道具の搬入搬出のために学校内の職員室の前に自分の車を駐車しましたが、澤川校長や岡崎教頭から、自動車通勤についての指導は全くありませんでした。

平成14年6月になって、父親の病状がよくなり自動車で学校に来る回数が増えてきたので、岡崎教頭に事情を話すと、「実態に即した通勤届けに変更した方がいい。すぐに澤川校長に相談しなさい。」と助言されました。そこで、事務室から正式な自家用車による通勤方法変更届け書類をもらい必要事項を記入し、校長室の澤川校長を訪ね事情を話しました。

すると、澤川校長は「疋田先生の言葉だけでは信じられません。それにC型肝炎というのはどんな病気なのか私には判りません。また先生(私)のお父さんがC型肝炎であることを証明する診断書がないと信用できません。診断書を持ってきて私が確認してからご相談にのりましょう。」と言いました。翌日新座病院の主治医からの診断書とC型肝炎についての記事を見せたところ、澤川校長は「私では判断できないので、市教委にこれを提出します。」と言いました。私が「自分がエイズ教育を実践してきた中でB型肝炎や血友病患者に対する差別偏見の是正に苦勞してきたこと、また、前任の東久留米市立西中学校でC型肝炎に感染してしまった音楽教諭が『生徒や同僚に感染させてしまうのではないか。』という偏見差別による地域や職員からの苦情をおそれて退職された。」という事実を伝え、「C型肝炎の診断書を何の注釈もなしに提出されると、診断書が一人歩きになって、偏見差別が起こりうるので、診断書の提出は勘弁してほしい。」と、澤川校長に伝えると、澤川校長は「診断書を市教委に提出しないのならば自家用車通勤は認められない。」と言いました。

ここからは、父から聞いた話です。翌日、私の父が「小平市教育委員会に診断書を持っていき、自分(父)が、C型肝炎と自分の病状と息子の自家用車通勤の必要性について説明するので、同行してほしい。」と、澤川校長に電話で連絡したところ、澤川校長は「とりあえず、学校に来て下さい。」と言いました。私の父は、学校から小平市教育委員会に澤川校長が連れて行ってくれるものだと思って、翌日指定された時刻に学校に出かけると、校長室に案内され、そこには澤川校長と岡崎教頭がいて、2時間ほど自己紹介も含めて話し合いました。その際、PTA広報誌の原稿について息子(私)の自己紹介の内容についての誤解を解くために「疋田家が江戸時代初期からの先祖が静岡県浜松の新居町の関所の本陣で、屋号が入口屋で、長男は代々、卯兵衛の名を継ぐこと、檀家としている本果寺の過去帳と新居関所跡に所蔵されている文献に入口屋と卯兵衛について記載されていること。また自分がダム水門の第一人者であったこと。浜松

一中時代の後輩に文部大臣だった有馬君がいて、同窓会で会ったときに、息子(私)が学校の教師をしていることを知って教育現場について一度教えて欲しいと言っていたこと。」を話し、また「息子が一生懸命に取り組んでいる教育活動を自分の病気のことによって邪魔をしたくない。とはいうものの、息子がいないと家では自分ひとりになってしまうので非常に不安なので、毎日の教育活動が終わったらすぐに帰宅できるように通勤時間の短縮及び、何かあったときにすぐに帰宅して対応できるように、自家用車通勤をお願いしたい。」と話しました。

すると、澤川校長は前年亡くした自分の父親のことを、岡崎教頭は実家にいる自分の父親に対する心配について語り、三人は意気投合したそうです。そして、澤川校長は「お父さんが小平市教育委員会に行く必要はありません。事情は十分判りました。私も校長ですから、責任を持って、お父さんの希望にかなうようにします。」と言いました。

自宅に帰ってから、父は「校長とは意見があつてよかった。俺が小平市教育委員会に行かなくても大丈夫だと言われた。校長の責任で何とかすると言っていたから、自家用車通勤についてはもう心配する必要はない。」と私に言いました。ここまでが父から聞いた内容です。それから私は自家用車通勤を再開し、平成14年8月5日まで、澤川校長からは何も言われませんでした。」(p.15)

「自家用車通勤を許可しない通告」

自家用車通勤変更願を提出してから1ヶ月後の平成14年8月5日、部活動指導をしていた私は校長室に呼ばれました。校長室に入ると、そこには澤川校長がひとりでいました。澤川校長は開口一番私に、「その後、お父さんの具合はいかがですか。やはり車で来ないと不安でしょうね。」と和やかな雰囲気ですべてを話したので、私は自家用車通勤の正式許可を宣言してもらえるのだと思い、澤川校長に「お陰様で、私の教育活動に迷惑をかけずにすんだと父も喜んでます。」と伝えると、澤川校長は「そうですね。」と言いました。

その直後、岡崎教頭が入室してくると、校長はそれまでの和やかな態度を豹変させ、岡崎教頭を私の横に立たせ、「小平市教育委員会が先生(私)の自家用車通勤変更願を却下しました。現在の通勤届け通りの通勤をしなさい。」といった職務命令文を読み上げました。私が「いまさっきまで校長先生は逆のことを言われていましたが、どちらなのですか。」と尋ねると、澤川校長は「これは、小平市教育委員会の決定です。これを破ると処分の対象になります。」と言いました。私が「自家用車通勤の許可が出せない理由は何ですか。」と尋ねると、澤川校長は「理由はありません。小平市教育委員会が決定したことです。」と答えたので、私が「小平市教育委員会はどんな理由だと言っているのですか。」と尋ね直すと、澤川校長は「私には答えられません。おそらく基準にあわないということではないでしょうか。」と言いました。私が「どんな基準ですか。」と聞くと、澤川校長は「よく判りません。」と言ったので、私が「教育委員会に問い合わせてもらえますか。」と言うと、澤川校長は「それはできません。」と言いました。私が「直接、教育委員会に問い合わせさせていいですか。」と言うと、澤川校長は「それはやめてください。それならば、私がもう一度聞いてみます。」と言いました。

校長室から出た私に岡崎教頭はこの件に関して、「実は、私のこのあいだの時は市教委と一緒にいったのだけれども、校長先生は小平市教委にちゃんと具申ししていなかったように見えました。先生もお困りだろうから、私からもう一度、校長先生に市教委に具申ししてもらうようお願いしてあげるから、先生はもう一度『自家用車への通勤変更願』を出してください。それから車で来る時はその都度私に『通勤方法変更届』を提出してください。これは『届け』という名前の書類にしてね。」と助言されました。私が「それでうまくいきますか。校長さんは具申する気がないのでしょう。」と言うと、岡崎教頭は「だって、さっき、もう一度聞いてみると言ったじゃない。先生も聞いていたでしょう。」と言いました。そこで、私は、岡崎教頭の助言どおり、再度の「自家用車通勤への変更願」を提出し、また自家用車通勤をする日には「通勤方法変更届」を岡崎教頭にきちんと提出し、自家用車通勤変更願の受理を待ち続けました。

しかし、帰宅してその報告をした私に、私の父は「俺は騙されたのか。それにしても澤川菊雄という男は、無表情のまま何も悪びれずに嘘をつく、おそろしい男だ。お前のことをそうとう嫌っているのだな。お前(私)を追い出すためには何でもやるかもしれないから気を付けなさい。校長を立てたつもりで学校に出向いたが、直接小平市教育委員会に行けばよかった。お前の役にたたなくて申し訳なかった。」と言って、それから一週間寝込んでしまいました。

夏季休業中はかなり多くの教職員が校地内に駐車し部活動指導等にあたっていたので、私も校地内駐車をしていました。この方が練習場所移動のときの道具運搬に便利でした。その際、ときどき、澤川校長と私の車の前で会いましたが、「暑い中ごくろうさまです。」などと日常会話を交わすだけで、特に「通勤方法」に関する会話を差し向けてこなかったため、岡崎教頭の助言による方法が功を奏していたのだと思っていました。

平成14年の2学期にはいつでも20日間は、他の会話は当然あったのですが、何も言われませんでした。私の方から水を向けて「今日も自家用車で来られたので助かります。ありがとうございます。」と話しかけたときがありましたが、そのときも澤川校長は「そうですか。とんでもありません。」と言いました。

平成14年9月20日の4校時にあたる時間帯に私が職員室の自分席で文化祭の演劇指導の準備をしていたところに、岡崎教頭が近づいてきました。そのとき職員室には他に誰もいず、隣の印刷室で7人の教職員が教務部会の定例会議を開いていました。私が岡崎教頭に「おかげさまで、父も喜んでます。」と言うと、岡崎教頭は「それは何よりです。よろしくお伝えください。」と言い、そして「お仕事申し訳ないのだけれども、校長室に行ってくださいか。」と続けました。私が「何の用ですか。」と聞くと、岡崎教頭は「たぶん自動車通勤のことだと思うよ。」と言いました。私が「このあいだのようなことはないですよ。」と言うと、岡崎教頭は「このあいだって?」と聞き返したので、私は「夏休み中の、8月初めのころのことですよ。」と言いました。すると、岡崎教頭は「それはないでしょう。あれから先生もきちんと書類を出しているから・・・」と言ったので、私が「それじゃあ、やっと許可してくれるのかなあ。」と言うと、岡崎教頭は「そうだといいですね。」といったので、私は「わかりました」と言って、事務作業を止めて校長室にひとりで向かいました。

校長室には澤川校長がひとりできて、私に「お父さんの具合はいかがですか。先生もご心配でしょう。」と言いました。私が「先生が自動車で来ることを理解してくださっているので、助かります。」と言うと、澤川校長は笑顔でうなづきました。そこへ岡崎教頭が入ってきて戸を後ろ手に閉めました。

すると澤川校長の顔から笑顔が消え、ひきつったような怖い顔になりました。そして、突然、机の上にあった紙をもち大声で「今から職務命令を読み上げます。疋田哲也教諭は届出どおりの通勤方法で通勤することを命じます。」と叫びました。私は、急に大声を出した澤川校長の態度に驚きながらも「私が先日出した変更願を受理し、今現在、教頭さんを通じて提出している通勤変更届どおりの出勤を認めるということですか。」とたずねました。

すると、澤川校長は「車での通勤は認めないということです。そのように小平市教育委員会が決めました。」と言ったので、私は「どうして、いつも、こんなだまし討ちみたいなことをやるのですか。信じられません。普通に話し合うことはできないのですか?話し合いをちゃんとしましょうよ。」と言うと、澤川校長は「これは職務命令です。話し合う必要はありません。」と言いました。私はあきれ校長室から出て行き、職員室に戻りました。職員室に戻った私は自分の席で再び文化祭の演劇指導の準備をやり始めました。

すると職員室の真ん中の出入口から澤川校長が入ってきて、「疋田先生。職務命令を発します。」と大声で叫びました。私は「さっき校長室で読み上げたじゃないですか。しつこいですね。」と行って、職員室の北側にある給湯室の出入口の方に行こうとしました。すると、いつのまにか職員室の北側の出入口から入ってきたと思われる岡崎教頭がニヤニヤしながら「逃げないで

よ」と叫んで私が行こうとした方向を、まるでバスケットボールのディフェンスのように両手を大きく広げ、ふさぎました。すぐに私が岡崎教頭のいる方向と反対に行こうしましたが、その方向には澤川校長がいて、両手を広げて立ちほだかり、「逃げようとしても無駄です」と言いました。私の左側から澤川校長が、右側からは岡崎教頭が近づき、私は二人に挟み撃ちにあった形で自分の席に戻り座りました。

すると、目の前に私がいるので普通の大きさの声で十分はずなのに、澤川校長は職員室中に響き渡るような大声で、「疋田先生。あなたに職務命令がだされたので、疋田先生に対する職務命令を読み上げます。」と叫びました。

私は思わず席を立ち、自分の耳をふさぎ、澤川校長の口を見ながら、文書を読み上げていると思われるあいだ、「聞きたくありません。やめてください。職務命令とはなんですか。」と繰り返し叫びました。文書を読み終わったような口の様子を見て、私は叫ぶのをやめ耳から手はずし席に着きました。すると澤川校長は「耳をふさいでもだめですよ。私は今職務命令を先生の前で読み上げましたからね。教頭先生が証人です。」と言いました。

私は「何も聞こえませんでした」と言って、岡崎教頭の横を何とかすり抜けて給湯室の入口までたどりつきましたが、そのとき澤川校長の「先生の机の上に確かに置きましたよ。」と叫んだので、振り向くと、私の机の上に A4 サイズの紙が置いてありました。私は自分の席に戻り、その紙を四つ折りにして、職員室から出ていこうとする澤川校長に「これは受け取れません。」と言いました。澤川校長は振り返り 2,3 歩近づき、再び私の目の前に来たので、私は、澤川校長の半袖シャツの胸ポケットに、その紙を押し込みました。そのとき胸ポケットには老眼鏡があったようで、澤川校長は「今、私の眼鏡を壊しましたね。疋田先生は私に暴力をふるって私の眼鏡を壊しました。」と叫びました。私はこのとき「はめられたのではないか。」と感じるとともにどう対処していいのかわからなくなりました。

澤川校長は眼鏡を気にする素振りをしながら再び私の席に近づき、机の上に、胸ポケットから四つ折にされた紙を出し、広げなおして置き、「確かに置きましたよ。」と今度は小さい声で言いました。私は自分の席まで行き、「先生たちはいったい何をやりたいのですか」と小さい声で言いその紙を今度は両手で丸め足元のゴミ箱に捨てました。

すると、澤川校長は「今、疋田先生は職務命令書を捨てました。私は確かにその様子を見ました。市教委に報告します。教頭先生、記録しておいてください。」と言って、職員室の真ん中の出入口から出て行きました。岡崎教頭がニヤニヤしながら「捨てたのはまずかったね。」と言ったので、私は、ゴミ箱から、丸めた紙を拾い、岡崎教頭の机の上にあるセロテープ台のテープを少し引き出し、そのテープを使って、丸めたままの紙を、岡崎教頭の机の上に貼り付け、「お返しします。」と言いました。すると、岡崎教頭は「おいら、そんなの欲しくないもん。」と言って、職員室から出て行きました。

気がつくやうに、職員室の南側の出入口から教務部の教員たちが出てきていました。何人かが私のところに心配して来てくれました。澤川校長の最初の大声に驚いて、職員室を覗いたら、澤川校長と岡崎教頭が私を追いつめるという変な光景だったので、ずっと見ていたとのことでした。私が自分でわかる限りの状況を説明すると、教諭(職場委員)が「校長も教頭も車通勤に関して、こここのところ、変な行動をとっている。市教委から圧力があるかもしれない。疋田さんも、挑発に乗ったら危ないよ。」と言い、教諭が「校長から、そんなに車通勤にこだわったら、車通勤の認められている地区に異動できるように市教委に言ってあげると言われたよ。」と言い、また教諭(職場委員)が「通勤方法の仕方では異動のことを持ち出すなんて、とんでもない。職場会で、車通勤の件はしっかり話し合いをしないといけないわね。」と言いました。このころから、岡崎教頭の助言も効果がないような気になり、職場委員に相談するようになりました。」(p.16 - 19)